平成２８年（フ）第６４６６号
神奈川県相模原市緑区大島875
破産者　藤本　普也
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４６７号
東京都足立区谷中１－15－８　大滝ビル１階、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区鹿骨５丁目21番４号
破産者　合同会社ｒｅｖｉｖｅ
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４８１号
東京都江東区永代１丁目２－１－403
破産者　高松　聖子
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４９１号
東京都中野区中央１丁目１番９号　ルビア中野坂上102
破産者　ＩＧＣグループ株式会社
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４９２号
東京都中野区新井２丁目20－５－105
破産者　一文字啓之
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５１２号
東京都港区芝４丁目２番８号
破産者　東京サンコー株式会社
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５１３号
東京都足立区日ノ出町27－４－606
破産者　佐藤　友行
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６５１号
東京都練馬区関町北１丁目１－24　ハイツ第３あづみ荘　201号室
破産者　菅野　　慈
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８８７号
東京都江戸川区大杉４丁目８－17－301
破産者　荒木　俊晴
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１１９号
東京都八王子市散田町２丁目35－15
破産者　下村　太地
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１３６号
東京都八王子市堀之内２丁目11－16　ベルゼ堀之内Ｄ　202号
破産者　高橋　　渉
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１５１号
東京都品川区西大井６丁目18－４－304　ビバリーホームズ中延Ⅱ
破産者　佐藤　貴子
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２２４号
東京都豊島区南長崎２丁目12－８　第一渡辺マンション　303号
破産者　矢野　嘉幸
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２３８号
東京都北区桐ケ丘２丁目１－Ｎ53－329
破産者　内堀　修次（旧姓鶴田）
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２３９号
東京都大田区山王４丁目10－５
破産者　渡部　　誠
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２８４号
東京都江戸川区北小岩６丁目46－３－108
破産者　角浦　淳一
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３４４号
東京都葛飾区亀有１丁目17－５－406
破産者　北海道料理電気館こと　河合　昭治
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３６６号
東京都杉並区高井戸東２丁目25－13－303
破産者　須藤　眞澄
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３７５号
東京都東久留米市幸町２丁目16－28－203
破産者　玉城　久嗣
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１９２号
埼玉県朝霞市田島２丁目４番地１号、商業登記簿上の本店所在地東京都練馬区氷川台４丁目37番21号
破産者　清和運輸株式会社
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１９８号
埼玉県所沢市南住吉７－18－312
破産者　木村　光宏
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部